

# 鳥取労働局インターンシップに関する覚書

鳥取労働局と〇〇大学（以下「大学」という。）は、△△△△（以下「学生」という。）の鳥取労働局インターンシップ（以下「実習」という。）の実施について、下記のとおり覚書を締結する。

## 記

### 第1 基本的役割

#### 1 実習生の受け入れ

鳥取労働局は、学生を令和7年9月1日から令和7年9月5日までの期間（以下「実習期間」という。）、インターンシップ実習生として受け入れ、実習をさせることとし、その期間、学生に対して必要な指導・助言を行う。

実習期間のうち、原則として土曜日、日曜日及び国民の祝日には実習を行わない。

#### 2 大学の指導

大学は、学生に対し、本覚書に定める事項を周知するとともに、円滑な実習を進めるために必要な指導等を行う。

#### 3 鳥取労働局と大学の連携

鳥取労働局と大学は、実習の実施に当たり、お互いに連携・協力を行う。

### 第2 実習時間、参加経費及び事故への対応

#### 1 実習時間

実習時間は、9時00分から17時00分まで（以下「定時」という。）とし、このうち、12時から13時までを休憩時間とする。

#### 2 実習場所

実習場所は、鳥取労働局（鳥取市富安2丁目89-9）とする。

#### 3 参加経費

(1) 鳥取労働局は、学生に対して、手当及び参加経費（交通費、滞在費、食事代、保険料等）を一切支給しない。

(2) 実習に必要な参加経費は、学生又は大学が負担することとする。

#### 4 実習中の事故等

- (1) 学生は、原則として学生教育研究賠償責任保険、インターンシップ等賠償責任保険などの賠償責任保険及び傷害保険に加入していなければならない。
- (2) 学生が鳥取労働局又は第三者に損害を与えた場合は、加入した賠償責任保険により補償する。
- (3) 実習中の事故により学生が傷害を負った場合は、加入した傷害保険により補償する。なお、大学及び学生は当該保険の保険金の範囲内で鳥取労働局に対する求償権を放棄する。
- (4) 上記(1)から(3)の保険の利用に関する手続等については、大学が行う。

### 第3 実習における遵守事項等

- 1 実習期間中、学生は国家公務員としての身分は保有しないが、公務の適正な運営の確保等が図られるように行動するものとし、公務の信用を失墜するような行為を行ってはならない。
- 2 学生が実習期間中に公務の信用を失墜するような行為その他不都合な行為を行った場合、鳥取労働局は当該学生に係る実習を打ち切ることができるものとする。
- 3 学生は、実習への参加に当たり、学生本人、他の学生及び鳥取労働局職員の健康と安全の確保に配慮し、行動するものとする。
- 4 学生は、実習時間中、実習に専念するものとし、実習に支障が生じないよう、登庁するものとするが、実習を欠務しようとする場合は、事前に鳥取労働局に申し出るものとし、鳥取労働局からの指示に従うものとする。やむを得ず、事前に申し出ることができない場合であっても、事後、速やかに鳥取労働局に連絡するものとする。
- 5 学生は、実習中に知ることができた秘密について、実習中及び実習期間終了後、部外者（大学を含む。）に漏らしてはならない。
- 6 学生は、実習の成果を論文等により外部に発表する場合には、事前に学生を受け入れた課（室）の承認を得なければならないものとする。
- 7 鳥取労働局は、上記2に該当する場合のほか実習における遵守事項等に従わないときは実習を打ち切ることができるものとし、その際には速やかに大学にその旨を通知する。

### 第4 協議

本覚書に定めがない事項等については、鳥取労働局と大学が協議した上で決定するものとする。

本覚書の締結を証するため、本書2通を作成し、鳥取労働局及び大学が記名捺印の上、それぞれ1通を保管するものとする。

令和7年 月 日

鳥取労働局総務部長

印

(大学総括責任者)

印